

1995年9月30日 No.21

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤 一郎

東京都港区新橋3-21-7 松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

全国一般全国協

敗戦50年に誓う！侵略は再び許さない！

戦争責任の明確化＝戦後補償を目指して闘おう！！

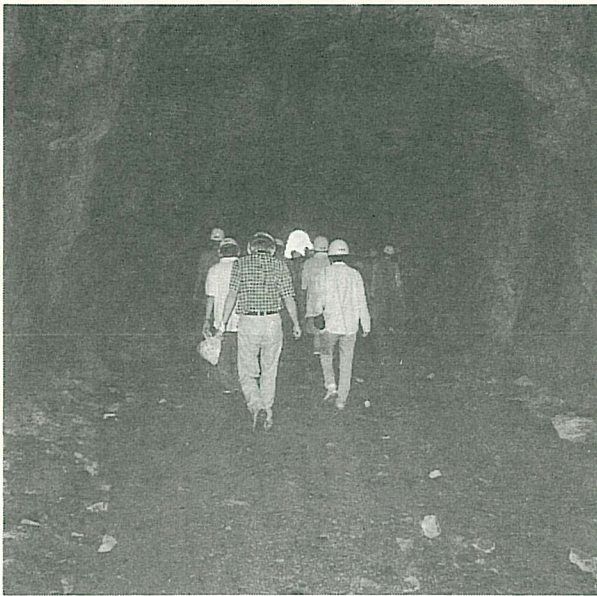
全国一般全国協議会 各地の闘い

東京発

松代大本営跡地を見学 全統一労組との合同キャンプ

全国一般なんぶは七月二十九～三十一日の日程で、松代大本営跡地見学サマーキャンプを行った。なんぶは、昨年十二月から「戦後五十年を考える学習会」を三回に渡って行ってきたが、ともに中小労働運動を担う全統一労組と合同で戦後五十年を考える企画をということで、このサマーキャンプが実現した。キャンプ前には秋田県花岡の中国人の強制連行と蜂起についての学習会という準備企画も行われた。

松代大本営跡地見学は慰霊碑建立運動をしている地元市民団体の案内で、一般には公開していない内部にまで入り、この壕がどのようなにして作られていったかという説明を受けた。強制連行、突貫工事、粗末な食事、劣悪な労働環境、箝口令、多くの犠牲者……。本土決戦に備えてというのが、こんなトンネルを作ったのも守ろうとしたものは何だったのか。それがこの五十年



▲ 壕は今も50年前を伝える (松代)

徳島発

戦後50年を問う連続フォーラム 市民も多数参加

本年は、侵略戦争の敗北から五十年になる。侵略戦争の責任をあいまいにしたまま、日本政府や、日本社会は、戦後経済の復興を実現した。私たちは戦後の節目として、戦後五十年の意味を考え直す意味で、連続フォーラムを昨年の秋より準備してきた。

一九四五年八月十五日を経て、何が変わり、何が始まり、何が継続されてきたのかを軸に、四回のフォーラムを設定した。各フォーラムは、「戦後補償と戦争責任」「日丸・君が代と戦後教育」

「社会運動と労働運動」「安保・自衛隊PKOと国際貢献」をテーマとして、開催した。各フォーラムには、市民参加も多数あり、成功裡に開催することができた。

私たちは、フォーラムを通して、日本政府や日本企業に戦争責任を取らせ、一日も早く戦後補償を行わせることが重要であると、痛感した。同時に、誤った歴史観や、戦後の反動的政治との闘いを、今後とも積極的に取り組むことが必要であると改めて認識した。

徳島発

「戦後五十年」の節目に

反戦・平和運動は、労働運動にとっても重要な闘いだ。

金属一般不二工機労働組合

「連合」体制の強まる中

だが、「宇都宮地区労」は一貫してこの領域の普遍化のために奮闘している共闘組織で、不二工機労組も微力ながらその一翼を担っている。

今年、十一回目をむかえた「空襲展」を中心にして、昨年は「七三一部隊展」を開いた。この成果を活かし「戦後五十年」問題栃木県連絡会を四月二八日に発足させ、一つは、「侵華日軍第七三二部隊罪証陳列館新



「これからの50年へ」 「50年がなんだ！来年もやるぞ！」

八月一日から九日まで十の催しがくりひろげられたピースウィーク95・INN NAGASAKIのスローガンであった。三菱の兵器工場跡や魚雷発射試験場を巡る恒例の「ピースバス」に今年は新たに「ピースクルーズ95」が加わった。戦時中朝鮮や中国から強制連行された労働者たちが過酷な労働を強いられた日本最古の炭鉱でもある高島や端島(軍艦島)の歴史を検証する催しである。船内では当事者であった徐正雨さん

館建設と現場保存」の募金もう一つは、日本の侵略戦争の実態を明らかにするために「七三一部隊コース」と「遺棄毒ガス弾コース」を設定し派遣してきた。

なお、「英霊に感謝し戦没者を追悼する決議」に反対する陳情も行ってきたが、当初反対していた社会党県議団が字句修正のみで応じ、決議されてしまった。きわめて問題の多い結果だった。

の証言もなされ、参加者は改めて日本の、そして自らの戦争責任に深い思いを促された。三菱長船に強制連行されたいま一人の当事者である金順吉さんの裁判が九月十九日長崎地裁で開かれる。三菱の強制連行に関して「その徴用方法及びこれに対する諸々の行政機構の係わり方、ことにこれが私経済活動としての行政所存と評価できるか否か、並びにおよそこれに係わったとされる警察官あるいは海軍軍人の各行為が職権逸脱

行為といえるか否か」という裁判所の不当な制約下ではあるが、原告証人が初めて認定される見通しである。一つの山場を迎えて、原告



労基法違反を許さない 理事会を追いつめて闘うぞ

ふくおか生協労組

全国の闘う仲間へ敬意を表します。

既に報告しているとおり、定年制の強行実施と退職金の切り下げに対する裁判闘争は、勝利的和解を勝ち取ることができました。理事会による労組大会への支配介入についての地労委闘争も、理事会はほぼ支配介入の事実を認めており、後は具体的な謝罪の内容をめぐって協議しているところであります。理事会の経営政策の失敗により今年度も更に

金さんから委任状を託されている連帯長船労組は一段と取組を強めている。全国の仲間の連帯と支援を期待したい。

累積赤字を上積みし続けている現状の中で、今秋から店舗の日・祝日開店に対して、労組は「反対はしない」「協力する用意がある」旨を表明しています。ところが理事会は、労組・労働者の積極的な姿勢を踏みにじるかのように、日・祝日出勤の割増賃金をカットすると言いつきました。当初は、店舗部門だけの提案でしたが、団交の中で労組から他の部門の矛盾を指摘されるや、「他の部門にも適用したい」

と聞き直りました。こうした理事会の姿勢は、明らかに労働基準法に反する行為であり、絶対に許す

アジアキャンペーン

全国一般全国協も中心になって参加している「日米のアジア支配に反対し、アジア人民の連帯を推進する日本実行委員会」は、十月二三日から四日間の日程でフィリピン、台湾、ネパール、インドネシア、韓国、マレーシアなどの約十カ国の労働団体などを招き、アジア国際会議を京都で開催します。この国際会議は「日米軍事同盟と自衛隊海外派兵に反対するアジアキャンペーン(AWC)」という国際ネットワーク

日本の安保理常任理事国入り反対！ 第2回10月国際会議を成功させよう！

トワークの第二回総会で、アジア民衆から各国の報告を受け、相互の支援連帯を交換し、そしてアジアにおける日本政府・資本のあらゆる支配策動に反対する共同キャンペーンが討議されます。また十月二九日の首都圏国際連帯集会(南部労政会館)など、各地でアジア民衆連帯の企画がもたれます。ゴラン高原PKOへ自衛隊派兵が決定され平和憲法の改悪がねらわれる中で、アジア民衆とともに反戦平和国際連帯をすすめて、日本の軍事大国化を止めましょう。

ことはできません。今後とも、みなさんとともに、労働者の自治のために闘い抜きましょう。

阪神連帯100 カンパ運動 8月末集約

今年1月の阪神大震災によって、住民は命や住居を奪われ、仕事までも奪われました。職場の焼失、相次ぐ解雇、賃金カット、さらには、震災に便乗した解雇などの労働者いじめが続いています。被災者ユニオンやカネテツデリカフーズの闘い、失業保険を給付させる闘いなど反撃も行われてきました。このような中小労働運動、被災者の労働運動を支援するために、全国一般全国協は、95春闘の上積み分をカンパする「阪神連帯100」カンパ運動を行ってきました。8月末現在の集約状況を報告します。

金属一般不二工機労組	60,000円
宮城合同労組	36,019円
全国一般東京南部	74,663円
自立労連	138,890円
岩井計算センター	10,000円
長崎連帯支部	10,000円
嘉飯山合同労組	20,000円
阪神大震災義援金カンパより	292,301円
計	641,873円

第五回定期大会、盛會に終了 本格的組織建設・拡大に取り組もう!!

8月26~27日 神奈川県箱根



▲ 大会後。みんなで記念写真!!

去る八月二十六日、二十七日の両日にわたり神奈川県箱根で第五回定期大会が開催された。出口なき不況の下、大失業時代を呼号する資本・日経連に対峙する労働運動の構築が問われる時、第五回大会は全国各地から代議員傍聴者の積極的参加を得て充実した大会となった。大会は、自立労連、神奈川県連の代議員を大会議長に選出、議事はスムーズに開始された。山崎道人全労協議長、櫻村潔国労書記長をはじめ多くの闘う仲間から温かい激励の御挨拶をいただき、全国協への期待の大きさに大会代議員一同身が引締まる思いであった。

大会挨拶にたった中岡委員長は、大失業時代といえる情勢の下、中小労働運動の重要な役割を訴え、全国協がその先頭になって闘う決意と共に、結成五年を経て本格的組織建設、拡大に取り組む時であることを強く訴えた。遠藤書記長の経過報告、運動方針提案は、組織活動、中央活動の着実な前進を踏まえつつ、激動の時代に資本経営と真っ向から対決する運動を提起するものであった。

これらの提起を踏まえて、大会討論も充実したものとなった。方針討論分科会では全国的に実施した権利調査をもとに、労働時間、休暇について討論され、また

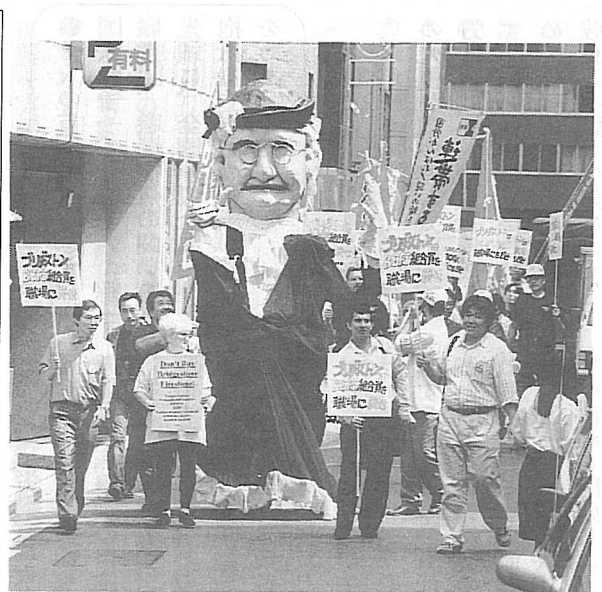
組織化・争議について分科会も持たれた。いずれも実践に基づいた具体的報告と討論となり時間を延長するほどであった。翌日の全体討論でも参加各地域から具体的闘争報告が相次ぎ全国大会らしい討論となった。緊張する大会論議ばかりでなく、初日議事終了後には、海辺の大会らしくガーデンバーベキューで交流となり夜遅くまで楽しい語り合いが続き、全国協の友情と連帯の深まりを確認した。

この一年、闘う方針は確認された。第五回大会の成功を踏まえ、中小労働運動の発展のため全国各地で奮闘しよう。

ブリジストン・ファイアーストーン争議 抗議代表団来日、日米労働者の連帯を ブリジストンは二千三百人の労働者を 職場に戻せ!

ブリジストン資本による二千三百名のストライキ労働者の排除に抗議するため、全米ゴム労組(URW-U S W A)代表団十五名が来日、九月二日から十二日までブリジストン本社をはじめ

め各地へ抗議行動を行った。日米労働者の連帯のため、全国協の仲間も抗議行動に多数参加、今世紀初頭の女性活動家「マザー・ジョーンズ」の人形とともに元氣よく闘った。



▲ マザー・ジョーンズの人形とともに本社周辺デモ

9月10~11日 全労協大会開催される 大会史上最大の代議員、 傍聴者の参加で 活発な討論

九月十日、十一日の二日間にかけて全労協大会が開催された。厳しい社会環境の中で労働組合が見えないと言われるが、今大会は、百六十名以上という大会史上最大の参加者で活発な討論が行われた。新規に加盟した報徳、護法、都庁職中税支部、全統一労組の参加、また、アメリカへ進出したブリジストンから解雇された二千三百名の労働者の代表団も参加し、海外進出した日本企業での労働運動との具体的な連帯が問題となった。大会は、国鉄闘争を始めとする全国各地の争議の勝利、解雇制限法成立に向けた闘い、反核反原発闘争など全労協の取り組みで討論が行われ、不戦決議、フランス核実験再開に対する抗議決議、争議決着をめざし全国展開に打って出る東京東部労組大久保製薬支部支援の特別決議、そして提案された方針を採択して終了した。

首切り合理化、生活破壊に抗して 秋闘に勝利しよう。解雇制限法を実現しよう。

全国一般労働組合全国協議会中央執行委員会

自衛隊海外派兵反対、 中仏核実験再開を許すな！

●アジア国際会議
「日米軍事同盟と自衛隊海外派兵に反対するアジアキャンペーン」(AWC)の成功を勝ち取ろう！

村山政権は、中東ゴラン高原へのPKO派遣を決定し、百名規模の自衛隊を派遣しようとしている。今回の派兵は、過去二年間のカンボジア、モザンビーク派兵と性格を異にし、「兵力引きはなし」という軍事任務に限られており、PKF解除に直結するものであり、許すことができない。

中国、フランスはあいついで核実験を再開した。核拡散防止条約が核保有国の核独占のエゴを満たすものであり、核廃絶に向かうものでないことをあからさまにしてしまった。仏シラク大統領は、全世界の反対の声を無視し、来年までにさらに七回の核実験の強行を表明している。

戦後五十年の諸取組を、

自衛隊海外派兵反対、中仏核実験反対を中心とする反戦平和の闘いへ発展させなければならぬ。

職場に労働者の権利を確立し、 一人の首切りも許さず、 すべての争議の勝利をめざそう！

●派遣労働、裁量労働の規制緩和反対！解雇制限法制定要求運動に取り組もう！

失業率は史上最悪の三・二%を越えた。新卒者の就職難はより一層深刻化している。

個別大企業の業績は回復しているにもかかわらず、

全国協の取り組んだ権利点検調査をもとに、 職場での権利実態をつかみ、職場で資本と格闘し、 人間らしい労働者の権利を確立しよう！

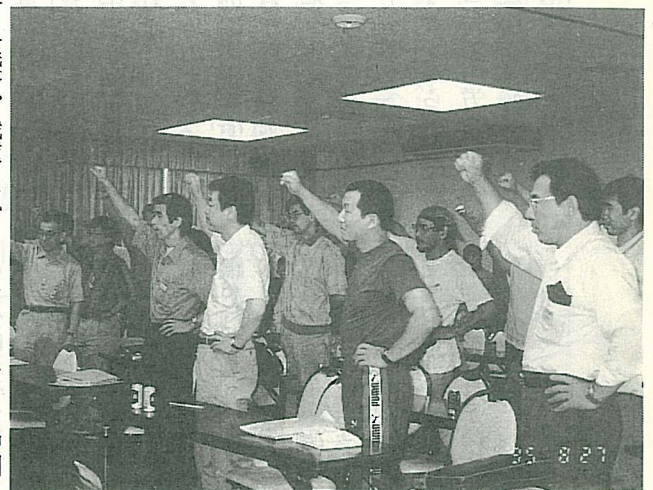
●この職場での闘いを基盤に、実効ある男女雇用機会均等法の実現をめざし、罰則規定強化の要求を中心に、十年目の見直し時期の闘いに取り組もう！

この闘いを全力で取り組む中で、「日米軍事同盟と自衛隊海外派兵に反対するアジアキャンペーン」(AWC)第二回総会の成功を勝ち取ろう！
これが秋闘の第一の柱だ。

二千万失業時代を宣伝し、新時代の日本的経営(雇用の多様化、処遇の多様化)労働者の分断、使い捨て)戦略をめざし、労基法の改悪、労働分野の規制緩和と攻撃を強めている。

秋闘闘争の第二の柱は、権利闘争に全力で取り組むことだ。

雇用形態の多様化、処遇の多様化をめざす資本にとって、派遣法や裁量労働の法規制がネックになっている。労働分野の規制緩和が、女子保護規定の緩和・撤廃とならんで、派遣労働、裁量



▲ 決意も新たに。秋の闘いへ (第5回大会)

労働の対象義務、職種の規制緩和・撤廃にさらされているのはこのためだ。これを許さない闘いを対労働省交渉を軸に取り組もう。

●一人の首切りも許さず、国鉄闘争一、〇四七名の解雇撤回、職場復帰の闘いを先頭に、全国一般全国協が抱えるすべての争議の勝利をめざして闘おう。

倒産、首切り、リストラ攻撃が続く中、多くの争議の火種がくすぶっている。労働者は一人でも我慢できず、闘いに立ち上がりはじめています。労働相談活動を強化し、闘いを始めよう

している多くの仲間の支えになろう。

日本には解雇を規制する法律がないといつてよいほど、解雇に関し野放しにされている。労働者にとって、死をも意味する首切りが、労働者の「退職の自由」と対等に資本の「解雇の自由」がまず認められ、その行き過ぎだけがチェックされる。しかもそれは、労働者の必死の反撃が行われたときだけだ。解雇は正当事由がなければならぬ。それを証明するのは資本の責任だ、というような労働者の闘いの武器となる解雇制限法を制定させる運動の取り組みを今秋から開始しよう。